

小千谷市学校給食センター調理・運搬等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、小千谷市（以下「本市」という。）が小千谷市学校給食センターにおいて実施する学校給食を、今後もより一層安全・安心でおいしい学校給食として提供するため、事業実施者（優先交渉権者）（以下「事業実施者」という。）の選定に公募型プロポーザル方式を採用し、事業者の持つ専門的な知識と技術、豊富な経験に基づいた業務提案を受け、最もふさわしい事業者の選定をするにあたり必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは、本事業の執行に係る予算成立を前提とした事前着手手続きであり、あくまで事業実施者を決定するものであることに注意すること。

2 委託業務

(1) 業務名 小千谷市学校給食センター調理・運搬等業務委託

(2) 委託施設名・所在地等

小千谷市学校給食センター 小千谷市大字千谷甲 1 7 8 7 番地 3

(3) 委託業務の範囲

「小千谷市学校給食センター調理・運搬等業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条に基づく債務負担行為）

(5) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

(6) 業務引継期間

業務引継期間については、本市と事業実施者が協議し期間を設定することとする。

なお、当該期間に係る経費は事業実施者の負担とする。

(7) 提案上限額（消費税及び地方消費税は除く。）

提案上限総額： 2 9 5, 0 8 0, 0 0 0 円

令和 8 年度提案上限額： 5 2, 2 7 0, 0 0 0 円

令和 9 年度提案上限額： 5 5, 3 6 0, 0 0 0 円

令和 1 0 年度提案上限額： 5 9, 0 0 0, 0 0 0 円

令和 1 1 年度提案上限額： 6 2, 4 5 0, 0 0 0 円

令和 1 2 年度提案上限額： 6 6, 0 0 0, 0 0 0 円

※この金額は契約時の予定価格金額を示すものではなく、提案見積金額はこの提案上限額を超えてはならない。

3 選定スケジュール（予定）

公募開始	令和7年7月23日（水）
施設現地確認会	令和7年7月28日（月）
質問書の提出期限	令和7年8月1日（金）午後5時
質問書回答	令和7年8月8日（金）
応募書類の提出期限	令和7年8月22日（金）正午
第一次選考（書類審査）結果通知	令和7年8月29日（金）
第二次選考（プレゼンテーション審査）	令和7年10月10日（金）午前
第二次選考結果通知 （事業実施者決定通知）	令和7年10月中旬
事業実施者との協議・調整期間 ・業務引継 ・契約締結手続き	事業実施者決定後から令和8年3月31日（火）
業務開始	令和8年4月1日（水）

4 委託業者参加基準

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日において次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることを理解し、児童生徒のために安全・安心な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。
- ② 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入している者であること。
- ③ 新潟県内に本社、支社、支店、営業所を有する者、または、受託後すみやかに県内に営業所等を設置することができる者であること。
- ④ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）に基づき、1回300食以上もしくは1日750食以上を提供する学校給食等集団給食調理業務の実績を3年以上有している者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申し立てをしていない者であること。ただし、会社更生法の規定による再生計画又は民事再生法の規定による再生計画について裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑧ 過去3年間、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食

品衛生対応の確認ができる場合は除く。

- ⑨ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消された者にあたっては、当該取り消しの日から起算して2年を経過している者であること。
- ⑩ 小千谷市暴力団排除条例（平成24年小千谷市条例第2号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 施設現地確認会

(1) 施設現地見学の申込

施設現地見学を希望する事業者は次により申し込むこと。なお、確認会は個別に行う予定である。調理室内への立ち入りは行わず、2階の会議室からガラス越しでの見学とする。

ア) 日時：令和7年7月28日（月）

イ) 場所：小千谷市学校給食センター

ウ) 申込方法：施設現地確認会参加申込書（様式第1号）を電子メールにより提出すること。

※日時等については、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に通知する。

※本市からの通知メールの受信確認を電子メールにより報告すること。

エ) 申込先

小千谷市教育委員会 教育・保育課 学校教育係

メールアドレス：edu-g@city.ojiya.niigata.jp

※メールの件名は「学校給食センター現地確認参加申込（会社名）」とすること。

※申込書送信後、必ず電話により受信確認をすること。

オ) 申込受付期間：令和7年7月23日（水）～令和7年7月25日（金）正午

カ) その他

- ・1事業者につき3名までとし、検便検査結果（見学日前1か月以内）を提出すること。
- ・上記の日時に参加しなかった場合は、施設確認の必要がないものとみなす。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書（様式第2号）に記入し、電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外の方法は受け付けない。

※メールの件名は「学校給食センター調理・運搬等業務委託に係る質問（会社名）」とすること。

(2) 提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時まで

(3) 提出先

小千谷市教育委員会 教育・保育課 学校教育係

メールアドレス：edu-g@city.ojiya.niigata.jp

(4) 回答方法

令和7年8月8日（金）に市ホームページに掲載する。

7 参加表明書・提案書類の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加表明書（様式第3号）：正本1部

② 以下の様式第3号添付書類：正本1部、副本8部（コピー可）

No.	書 類 名	提出部数
1	会社概要沿革・組織等がわかる書類	正本1部 副本8部
2	定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写し）	同上
3	登記事項証明書（全部事項証明）	同上
4	納税証明書（国税・地方税）	同上
5	様式第4号 欠格事項確認書	同上
6	様式第5号 暴力団等の排除に関する誓約書	同上
7	団体の経営状況を証明する書類（直近3か年の財務諸表） （貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）、財産目録、事業報告書）	同上
8	学校給食調理業務・運搬業務受託実績（1回300食以上若しくは1回750食以上を提供する調理業務の実績（市町村名、学校給食調理施設名、提供食数、受託期間）を3年以上有すること）が分かる書類	同上

③ プロポーザル提案書類提出書（様式第6号）及び以下の様式第6号添付書類：正本1部、副本8部（コピー可）

No.	書 類 名	提出部数
1	様式第7号 学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書	正本1部 副本8部
2	様式第8号 衛生管理に関する提案書	同上
3	様式第9号 食物アレルギー対応に関する提案書	同上
4	様式第10号 危機管理体制に関する提案書	同上
5	様式第11号 調理業務体制に関する提案書	同上
6	様式第12号 運搬業務体制に関する提案書	同上
7	様式第13号 地元貢献に関する提案書	同上
8	様式第14号 提案見積書・提案見積りに係る積算内訳書（別紙）	同上

※ 提出書類等の様式は市のホームページからダウンロードしてください。

《提出書類についての注意事項》

- ① 提出書類は、A4判・縦型・横書き・左綴じで作成し、様式ごとにインデックスを貼り、下段に頁番号を付すこと。添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じ提出すること。
- ② 事業者の概要等は、沿革、組織等をA4判フラットファイルに綴じて提出すること。
なお、PR用パンフレットでも可とする。
- ③ 正本は会社名を入れること。副本には会社名及び会社名が特定されるようなマークや商品名等の記載しないこと。

(2) 提出期限

令和7年8月22日（金）正午（必着）

(3) 提出方法

持参又は書留による郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで、8月22日は正午までを受付時間とする。

(4) 提出先

小千谷市教育委員会 教育・保育課 学校教育係

(5) 留意事項

- ① 参加事業者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって実施要領等の記載内容を承したものとみなす。
- ② 応募に関して必要な経費は、参加事業者の負担とする。
- ③ 書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- ④ 参加表明書提出日後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。
- ⑤ 参加事業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属する。ただし、本市が必要な時は、書類の内容を無償で使用できるものとする。採用した提案書類等の著作権は、本市に帰属するものとする。
- ⑥ 提出された書類は、その理由にかかわらず返却しない。また、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり、記載内容の聞き取りを行うことがある。
- ⑦ 本市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的に使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。

8 参加の辞退

参加表明書を提出した後に審査を辞退する者は、プロポーザル参加辞退届（様式第15号）を提出すること。

9 審査方法及び審査基準

小千谷市学校給食センター調理・運搬等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、下記に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者を事業実施者として選定する。

(1) 参加資格審査

この実施要領に記載している資格要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合は失格とする。

(2) 提案選考審査

① 第一次選考（書類審査）

書類審査により全応募事業者に対して合否通知を行い、合格者のみに第二次選考を案内する。

② 第二次選考

参加事業者のプレゼンテーションを受け事業実施者を決定する。選考結果は参加事業者に文書通知するとともに、市のホームページにて公表する。なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

《 選考審査基準 》

評価項目	評価の観点	評価方法
a) 業務実績	・ 学校給食調理・運搬業務受託実績と現状	様式第 3 号
b) 経営状況	・ 財政健全性（売上高、経常利益、自己資本比率、流動比率等） ・ 技術者数	様式第 3 号
c) 学校給食に対する基本的な考え方	・ 学校給食の意義や目的に対する理解 ・ 学校における食育推進や食に関する行事等への連携意欲	様式第 7 号
d) 衛生管理	・ 受託事業者としての衛生管理対策や基本的な考え方 ・ 衛生管理に関するチェック方法・報告等管理体制 ・ 調理従事者等の健康管理体制	様式第 8 号
e) 食物アレルギー対応	・ 食物アレルギーに対する理解・社員教育(研修) ・ 事故防止策の具体的内容 ・ 実施体制	様式第 9 号
f) 危機管理体制	・ 食中毒、調理事故、異物混入等発生時の対応及び防止対策 ・ 損害賠償制度加入状況 ・ 災害発生時対応	様式第 10 号
g) 調理業務体制	・ 配置人数、勤務体制 ・ 業務責任者や食品衛生責任者等の配置 ・ 調理業務従事者の休暇や急な欠員等における代替者確保体制 ・ 調理業務従事者に関して有資格者の確保など雇用に対する考え方 ・ 調理業務従事者に対する研修計画	様式第 11 号
h) 運搬業務体制	・ 配置人数、実施体制 ・ 運搬業務上の安全管理や衛生管理体制 ・ 事故発生時のバックアップ体制 ・ 運搬業務従事者の休暇等における代替者確保 ・ 運搬業務従事者に対する研修計画	様式第 12 号
i) 地元貢献	・ 事業者としての地域貢献に関する考え方	様式第 13 号
j) 見積額	・ 適正な見積額の提示	様式第 14 号

(3) 事業実施者の特例

事業実施者が契約締結までの間に、本プロポーザルへの参加資格を有しなくなった場合には、選考審査基準に基づいて、評価結果が次順位の者を新たな事業実施者として選定する。

10 契約

(1) 事業実施者の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、審査で評価点が最も高い応募事業者1者を事業実施者とし、契約の締結交渉を行う。事業実施者との協議が合意に至らなかった場合は、評価点の高い応募事業者から順に交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

(2) 注意事項

委託契約者の決定については、本市の内部手続きを経て決定するものであり、選考結果の通知をもって委託契約の相手方と約するものではない。

(3) 委託金額の決定

本プロポーザルにより選定した事業実施者を、当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 参加資格要件を満たしていない場合
- ④ 本件の審査員と故意に接触した場合
- ⑤ 提出資格を与えた者以外が提案した場合
- ⑥ 提案者が他人の提案を代理した場合
- ⑦ 見積書の金額が、委託料の上限額を超えた場合
- ⑧ 事業者ヒアリングに参加しなかった場合
- ⑨ 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑩ 全ての審査終了後の総合評価点が満点の5割未満の場合
- ⑪ その他、本要領の内容に違反する場合

11 その他

本要領に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は教育委員会教育・保育課長が定める。

12 書類の提出場所及び問い合わせ先

小千谷市教育委員会 教育・保育課 学校教育係

所在地：〒947-0028 小千谷市城内4丁目1番38号

小千谷市健康・こどもプラザ あすえ〜る 2階

電話番号：0258-83-3519

FAX 番号：0258-83-5779

メールアドレス：edu-g@city.ojiya.niigata.jp